

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 貸貸人は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 貸貸人は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 貸貸人は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 貸貸人は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 貸貸人は、この契約による業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 貸貸人は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写、複製の禁止)

第6 貸貸人は、この契約による業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(安全管理措置)

第7 貸貸人は、この契約による業務を処理するため、個人情報を取扱う組織体制や規律の整備、従業員の教育や監督、機器の管理等の適切な安全管理措置を講じなければならない。

(漏えい等の発生時の対応)

第8 貸貸人は、この契約による業務を処理する際に、個人情報の漏えい等の事案が発生したときは、速やかに甲へ報告するとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

(提供資料等の返還等)

第9 貸貸人は、この契約による業務を処理するため、賃借人から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに賃借人に返還するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第10 貸貸人は、賃借人が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(定期報告)

第11 賃借人は、貸貸人が個人情報取扱特記事項の内容を遵守しているかどうかを確認するため、貸貸人に対し、(契約期間に応じて設定)に一度、上記各号に掲げる事項の遵守状況等について、書面等により報告を求めるものとする。